平成２１年（フ）第２０７１号
福岡市中央区小笹２丁目11番29―306号
債務者　榎本美和子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０７２号
兵庫県姫路市保城216番地２エルヴィエント花北305号
債務者　榎本　敏夫
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０８５号
福岡市博多区須崎町１番２―1002号
債務者　南原　正明
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２７５号
福岡市城南区樋井川６丁目15番16号
債務者　川邉　政信
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４１５号
福岡市東区下原４丁目12番20―502号
債務者　石松　佳子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４１６号
福岡市東区下原４丁目12番20―502号
債務者　石松　俊文
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４７７号
福岡県春日市春日８丁目78番地タウンハウス102号
債務者　関　　勝己
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５０６号
福岡市早良区祖原22番25―601号
債務者　谷口　義彌
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８６号
福岡県糸島郡二丈町大字鹿家1721番地の１
債務者　吉村　里美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６１０号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳２丁目12番19号
債務者　太田　貴広
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６４２号
福岡市南区的場２丁目８番2103号
債務者　原　　彰伸
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６４３号
福岡市南区的場２丁目８番2103号
債務者　原　　啓子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６４４号
福岡県筑紫野市石崎３丁目24番５号
債務者　石塚　紫宣
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６４７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲447番地３クィーンズヒル和泉コーポ602号
債務者　今野　　整
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６４８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲447番地３クィーンズヒル和泉コーポ602号
債務者　今野　章子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６５０号
福岡市博多区築港本町６番22―1004号
債務者　今村　巳敏
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６８２号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原329番地シメライフビル207号
債務者　大庭　貴広
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６９１号
福岡市城南区友泉亭20番１号
債務者　宮本　竜児
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部